

令和4（2022）年5月から

企業型DC加入者の加入可能年齢が引き上げられます

これまで企業型DCでは

60歳未満の厚生年金被保険者を加入者とすることができました。

また、60歳以降は、企業型DC規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者に限り、最大65歳未満を加入者とすることができました。

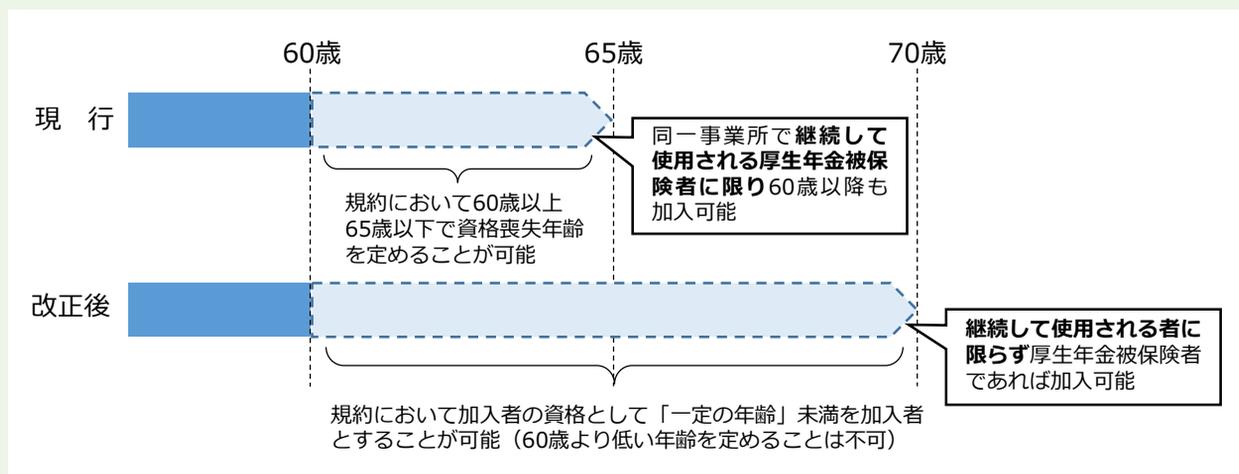
令和4（2022）年5月からは

厚生年金被保険者(原則70歳未満)であれば、企業型DCの加入者とすることができます。ただし、企業によって加入可能年齢などが異なります。

企業型DC規約で定める資格として、「一定の年齢未満」であることを定めることができます。

例えば、「60歳未満」を加入者とする、「65歳未満」を加入者とするといったように労使で加入資格を定めることができますが、一定の年齢を60歳より低い年齢とすることはできません。

現在の加入できる年齢を見直す場合には、企業型DC規約の変更が必要となりますので、運営管理機関にご相談ください。



★ご確認ください。

- 企業型DCの老齢給付金について既に裁定請求をした方は、再び企業型DCに加入することはできません。
- 事業主の皆様におかれては、採用等があった60歳以上の方を新たに企業型DCの加入者としようとする際には、企業型DCの老齢給付金について既に裁定請求を行っていないかご確認ください。
- 裁定請求を行っていたことが後日判明したときは、加入日にさかのぼって加入者資格を取り消す必要があります。